

|              |   |
|--------------|---|
| Title        | 備後国大田庄の立荘をめぐる人的諸関係  |
| Author(s)    | 永野, 弘明  |
| Citation     | 待兼山論叢. 史学篇. 2022, 56, p. 1-26   |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/94857">https://hdl.handle.net/11094/94857</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 備後国大田庄の立荘をめぐる人的諸関係

永野 弘明

キーワード… 荘園制／備後国大田庄／立荘／藤原光隆・雅隆／中原基兼

## はじめに

一九九六年に発表された川端新氏の「院政初期の立荘形態」<sup>(1)</sup>によって、中世荘園の形成には従来重視されてきた寄進だけでなく、中央での手続き、すなわち立荘が大きな意義を有していたと指摘されて久しい。以後の荘園制成立期の研究では、川端氏の議論を前提としつつ、中世荘園の複合的な荘域構造<sup>(2)</sup>・荘園所職の成立やその性質<sup>(3)</sup>・荘園整理政策と立荘との関係<sup>(4)</sup>・立荘と地域社会の関係<sup>(5)</sup>・平家と荘園制との関係など幅広く分析がなされており、川端氏の論考が研究史上重要な位置にあることは改めていうまでもない。

川端氏が提示した議論の一つに、白河院政期以降、院・女院・摂関の近臣層の連携によって立荘が進められるようになるが、それを支えたのは「私的な縁故」「院・女院の縁辺の人々」と表現されるような人間関係であった、との理解がある。鎌倉佐保氏も中央での政治的関係を基礎として立荘が実現されると述べているように<sup>(7)</sup>、中央での人脈を

重視する視角はその後の研究にも継承されており、近年では御願寺領莊園を中心に立莊に関わる人間関係を具体化する作業も進められている。例えば安楽寿院領では、御堂・本御塔領は造営担当である藤原家成の近親者が知行者となったように、各堂舎の造営担当との縁故にもとづき堂舎別に所領群が形成された。<sup>(8)</sup> 金剛心院領も同様であり、同領上野国新田庄の事例のように一つの莊園に即した検討も行われている。<sup>(10)</sup> 特に新田庄の場合、立莊論の成果を踏まえることで開発のあり方や荘官についても新たな見解が示されており、地域社会の実態に見直しを迫る成果も出されている。<sup>(11)</sup>

一方で、膨大に存在する中世莊園の中でも、その立莊事情を詳らかにできる事例は決して多くはない。中央での人脈が重視されている現状では、新田庄の事例のように、個々の莊園に即して立莊に関わる人間関係をできるだけ詳細に復元する作業を積み重ね、莊園ごとの立莊構造について比較検討を行う必要がある。そうすることで、立莊の意義を問い直すことができるのではないだろうか。その準備作業として本稿では、備後国大田庄の立莊をめぐる人的諸関係を検討したい。

ところで、藤原家成のような御願寺の造営担当者らは、集積した所領をもとに自身や一門の知行国（或いは国司としての任国）を中心に莊園の立莊を図ったことが知られる。<sup>(12)</sup> 後白河院政期における平氏も同様に、蓮華王院の造進などに合わせて知行国を中心に平家領を形成しているが、これは立莊に際して国司の協力が得られやすいからである。先述の新田庄も、阿弥陀堂の造営担当であった家成の娘婿藤原家重が国司を務める上野国に設立されており、まさに院近臣らの縁故にもとづく立莊といえるであろう。

本稿が検討対象とする大田庄も永万二年（一一六六）に平氏によって立莊された莊園であるが、右にみた事例とは異なり、備後国は平氏の知行国や一門の任国とはなっていない。この点、既に五味文彦氏が平清盛と知行国主藤原光

隆・国司雅隆父子の関係を検討され、両者の間に密接な関係を見出し、大田庄の立荘は光隆・雅隆が平氏に奉仕するものであったことを指摘されている。<sup>(14)</sup> 五味氏の研究によって大田庄の成立事情は十分に説明されたように思われるが、ここで注意しておかなければならないのは、近年の政治史研究の成果である。詳しくは本論で述べるが、大田庄が立荘される十二世紀後半の政治状況は非常に細かな段階把握が可能となっており、かかる成果を参照すると、平氏と光隆・雅隆の関係には再検討できる余地が残されている。以上を前提に、本稿では大田庄の立荘をめぐる人的諸関係を改めて検証し、立荘に関わる人間関係の一事例として提示することを試みたい。

## 第一章 立荘時の政治情勢

永万二年（一一六六）正月十日、後白河院序下文で「可下早任尾張守平朝臣重衡寄文<sup>(15)</sup>、為御領<sup>(16)</sup>、堺四至<sup>(17)</sup>、打勝示<sup>(18)</sup>、使者・国使相共立券言上<sup>(19)</sup>、大田并桑原両郷荒野山河等事<sup>(20)</sup>」と命じられたことにより、大田庄の立荘が進められる。翌二月には「桑原郷内宇賀村」について「於彼村者、為無主荒野地<sup>(21)</sup>、然者相加当御庄<sup>(22)</sup>、堺四至<sup>(23)</sup>、可令打勝示<sup>(24)</sup>」と荘域内に組み込むことが命じられ、同二月中に立券文が作成される。平重衡の寄文を基に周囲の国衙領を囲い込みながら極めて短期間で立荘されたことが分かる。

大田庄の立荘については、五味文彦氏の研究<sup>(18)</sup>が通説であろう。五味氏は、重衡は若年でその背後には父の清盛がおり、清盛こそが大田庄を立てたと考えられること、国衙領の囲い込みや短期間での立荘を実現するためには備後国司の協力が不可欠であることなどを踏まえて、次のように評価した。すなわち、大田庄は後白河院近臣で備後知行国主であった藤原光隆と、その息子で備後国司の雅隆が平氏に奉仕することで成立したのであり、その実態は清盛と

国司が協力して国衙領を分割するものであった。さらに五味氏は、永万二年に光隆が参議となつてゐること、同年に雅隆は二度も位階が昇進していること、雅隆は治承三年政変後に大藏卿に就任していることから、光隆・雅隆と平氏の密接な関係を見出している。特に大田庄が立荘された永万二年の人事を重視しており、大田庄の立荘に協力した恩賞として平氏が光隆・雅隆を昇進させたと理解しているように思われる。<sup>(19)</sup>

五味氏の研究は、莊園の成立を寄進の連鎖で理解していた当時の研究状況にあつて、「はじめに」での川端新氏の議論に繋がる画期的なものであり、研究史上の意義は極めて大きい。しかし本稿では、特に一九九〇年代以降に五味氏らの手によつて十二世紀後半の政治史研究が進展し、平治元年（一一五九）から永万年間は国政運営のあり方が様々に変動してゐたことが明らかになつてゐる点に注目したい。川合康氏の整理によると、当該期の国政運営のあり方は次の四期に区分される。<sup>(21)</sup> I期は平治元年十二月～応保元年（一一六一）九月で後白河院・二条天皇の共同執政期、II期は応保元年九月～永万元年（一一六五）七月までの二条天皇（上皇）執政期、III期は永万元年七月～永万二年七月までの摂政藤原基実執政期、IV期は永万二年七月以降の後白河院執政期、である。大田庄の立荘はIII期にあたり、後白河が国政から排除され摂政の基実が国政運営を主導していた時期となる。この時期は、清盛は基実と親密な関係を有しつつも朝廷政治一般に深く関与することはなかつたとされており、<sup>(22)</sup>大田庄立荘時の平氏の権力を過大に評価することはできない。

かかる政治情勢を踏まえて光隆・雅隆の昇進を再確認すると、光隆の参議就任は仁安元年（一一六六）八月二十七日と後白河院政が復活した後（IV期）のことである。また、永万二年における雅隆の昇進も、一度目は正月十二日と大田庄の立荘が完了する前のことで、二度目は四月六日であるが、これは「皇嘉門院長寛元未給」と皇嘉門院との関係から既に与えられていた叙位の請求権によるものであつた。<sup>(24)</sup> 光隆・雅隆の昇進は必ずしも大田庄立荘に伴う平氏か

らの恩賞とは言い切れないだろう（雅隆の大蔵卿就任については第二章第二節にて後述する）。

さらに、清盛が国政運営を担う持ち回り合議に加わり除目等の諮問を受けるようになるのは仁安二年（一一六七）五月頃からとみられ、それは永万二年七月に基実が急死したことによって撰閔家の家産を相伝した盛子（清盛娘・基実正妻）を紹介して、撰閔家大殿という立場からの関与であった。<sup>(26)</sup> 基実が生存している大田庄立荘時において清盛は光隆・雅隆を昇進させる立場になく、光隆・雅隆の昇進から平氏との密接な関係を指摘することは難しいだろう。以上のように、大田庄の立荘をめぐる人間関係は検討し直す余地があるのである。それでは、光隆・雅隆は平氏を含めていかなる人間関係を有しており、それがどのように立荘とかかわったのであろうか。章を改め検討しよう。

## 第二章 藤原光隆・雅隆の諸関係と立荘

### 第一節 藤原光隆

藤原光隆は大治二年（一一二七）に白河院近臣の藤原清隆と藤原家子（藤原家政女）との間に生まれ、鳥羽院判官代・藏人・淡路守・安芸守・出雲守・但馬守・備中守・内蔵頭を経て、保元二年（一一五七）から安元二年（一一七六）まで治部卿を務める。以後は、建久三年（一一九二）に太宰権帥、同九年に出家、建仁元年（一二〇一）に死去した。<sup>(27)</sup>

光隆については、院判官代から始まり受領を歴任する典型的な院近臣であった祖父隆時・父清隆の流れに位置づけ、言及されることがあるが、<sup>(28)</sup> 彼個人を詳述した論考は見当たらない。先述の通り五味文彦氏は平氏との近い関係を想定し、田中文英氏も、光隆の異母兄隆盛が平正盛の孫であることから、光隆は「平氏とかなり深い関係にあった」

と述べ、「諸大夫の家柄出身の院近臣としてはきわめて順調なコースをたどっており、ひとかどの政治的能力の持主であった」とする。<sup>(29)</sup>一方、北陸道七カ国における平氏の知行国支配を検討した浅香山木氏は、光隆は安元三年（一一七七）六月以降越後国の知行国主となるが、「光隆もまた、兄の隆盛が平正盛の孫であるという意味では、平氏一門と無関係とはいえないが（中略）平氏準一門による国務知行の例に加えることはできない」と述べ、治承・寿永内亂期に至るまで平氏が越後国に影響力を有することは難しかったと論じている。<sup>(30)</sup>浅香山氏は光隆と平氏の関係を近しいものとして理解してはならず、光隆に対する評価は諸氏によつて異なる。そこで、やや煩雑になるが、以下では古記録を中心に光隆にかんする記述を確認し、その立場や人間関係を平氏との関係のみに限定せず検証してみよう。

若い頃の光隆について、まず鳥羽院司としての活動が目にとまる。例えば、久安二年（一一四六）七月十日の鳥羽院庁下文案<sup>(31)</sup>では光隆が鳥羽院庁の構成員であったことを確認できるし、仁平三年（一一五三）閏十二月六日には「一院御仏名、於<sub>二</sub>鳥羽北殿<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>之、行事別当光隆、朝臣、判官代重方、公卿左大臣以下参仕<sup>(32)</sup>」と、一院（鳥羽）御仏名において院別当の光隆が行事を務めていたことが分かる。また、同月二十七日に藤原兼長が御慶を述べるため参院した際には「於<sub>二</sub>北殿中門<sub>一</sub>（織戸）<sub>一</sub>先被<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>一院<sub>一</sub>、別当備中守光隆朝臣奏聞<sup>(33)</sup>」と、院別当の光隆が一院（鳥羽）に奏聞している。光隆は鳥羽院司として実務を担う重要な存在であったといえよう。

さらに、光隆と近衛天皇との関係も特徴的である。久寿二年（一一五五）七月二十三日に近衛は十七歳で死去<sup>(34)</sup>、葬儀は八月一日に行われたが、葬儀では素服の着用が定められた者が二七名いる。光隆も「御乳母子三人（備中守光隆、朝臣・左兵衛佐定隆・筑前守頼季）」という関係から素服の着用が定められた。<sup>(35)</sup>また、「造御棺、行事備中守光隆朝臣」や「御入棺、光隆、朝臣・季家朝臣・定隆・頼季・俊経<sup>(36)</sup>」と光隆は造棺と入棺の中心を担い、翌二日には拾骨し納骨にも供奉している。<sup>(37)</sup>鳥津毅氏は「親族の他に近習・乳母子・家司なども含む恩顧関係の者、すなわち特別な所縁の

者が葬送を担っていた」と述べ、葬送に関わる俗人と故人との間の「強い所縁」を指摘している。<sup>(38)</sup> 光隆と近衛は極めて近い関係にあった。

近衛に続いて鳥羽も保元元年（一一五六）に死去するが、光隆は平治元年（一一五九）までには後白河院司となっている。<sup>(39)</sup> 後白河の下では仁安二年（一一六七）九月の熊野詣に供奉している事例などが確認されるが、鳥羽・近衛との関係に比べて後白河院司としての特徴的な活動は検出できない。その中で後白河との関係がはっきりと窺えるのは、時期が下って文治元年（一一八五）十二月に源頼朝が朝廷へ政治介入した時である。

この頼朝の政治介入は、議奏公卿・藏人頭・院御厩別当・大藏卿・弁官・右馬頭・左大史の推挙、議奏公卿らへの知行国の付与、大藏卿高階泰経など源行家・源義経に同意し頼朝追討宣旨の発給に関与した者の解官、などを要求したものであるが、今回は議奏公卿・藏人頭の推挙と知行国付与についてみておきたい。頼朝が推挙したのは、議奏公卿に右大臣九条兼実・内大臣藤原実定・大納言三条実房・権大納言藤原宗家・同藤原忠親・権中納言藤原実家・同源通親・同藤原経房・参議藤原雅長・同藤原兼光の一〇名で、藏人頭に藤原光長・源兼忠の二名である。特に、議奏公卿の設置は後白河の恣意的な国政運営を抑制することが目的であったと考えられており、<sup>(42)</sup> ここで推挙された議奏公卿らは後白河に対する独立性が期待された人物であった。<sup>(43)</sup> そして、彼らの経済的自立を保障するために知行国の付与が申請されたのである。

頼朝の申請内容は、伊予〓兼実（議奏公卿、以下「議」と略す）／越前〓実定（議）／石見〓宗家（議）／越中〓光隆、美作〓実家（議）／因幡〓通親（議）／近江〓雅長（議）／和泉〓光長（藏人頭、以下「藏」と略す）／陸奥〓兼忠（藏）／豊後〓頼朝、というものであった。一〇カ国の内九カ国が頼朝と議奏公卿・藏人頭に推挙された人物に宛てられているのだが、光隆にも越中を付与するよう要求されている。これについては、光隆の知行国であった越



後を頼朝が関東御分国としたことに對する代償であつたと理解されている。<sup>(44)</sup> 私も異論はないが、なお重要なのは、議奏公卿に推挙されながらも知行国が付与されなかつた人物が四名（実房・忠親・経房・兼光）いる中で、あえて議奏公卿・藏人頭に任命されていない光隆への付与が優先されている点である。頼朝は光隆も後白河の恣意的な国政運営を抑制するために必要な人物とみなしていたと考えられ、この段階では光隆と後白河との間に距離があつたといえるであろう。

では、大田庄立荘時はどうであつたか。残念ながら、永万年間頃の光隆と後白河の直接的な關係を示す事例はないが、この時期の光隆の政治的立場は応保元年（一一六一）十二月十七日の藤原育子入内に関わる動きに示唆的である。育子入内は二条親政の確立と密接に関連するもので、二条天皇が主導して進め、育子の実家である閑院流徳大寺家を取り込むことで後白河の政治的基盤を切り崩すものであつた。<sup>(45)</sup> 関連史料には、「治部卿光隆卿示予云、女御殿淵醉可<sup>レ</sup>候歟者、予答云、可<sup>レ</sup>随<sup>三</sup>本所仰<sup>一</sup>也者、治部卿云、猶内々取<sup>三</sup>御気色<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>吉者、仍内々付<sup>三</sup>女房<sup>一</sup>奏聞」とあり、光隆と藤原忠親との間でやり取りが行われ、忠親は「淵醉事伺<sup>三</sup>御気色<sup>一</sup>」と実際に光隆の助言に従つて二条の意向を確認している。<sup>(46)</sup> 二条親政下で育子入内を進める光隆の立場を確認できる。

以上のように、光隆は後白河院司としても活動するが、その時々々の政治情勢に合わせて二条や頼朝などの諸勢力の間を上手く立ち回っていた。鳥羽死去後の光隆は貴族社会の中で中立的な立場にあつたと評価できるであろう。では、平氏との關係はどうであつたのだろうか。

先述の通り、光隆の異母兄隆盛は平正盛の孫にあたる。古記録からは光隆と隆盛・正盛とのやりとりなどは検出できなかつたが、平清盛・重盛との關係は若干ながら確認できる。

八日己丑 早旦、参<sub>二</sub>鳥羽殿（新御堂）一、堂上庭中法会莊嚴、每事供<sub>三</sub>張之<sub>一</sub>、釈迦堂三尊、阿弥陀堂九体、皆  
 丈六像、当日可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>居、而豫今日自<sub>二</sub>仏所<sub>一</sub>仮屋、移<sub>二</sub>御堂庇<sub>一</sub>、明朝鎮壇了可<sub>レ</sub>安<sub>二</sub>仏壇<sub>一</sub>也、不<sub>レ</sub>論<sub>三</sub>別当判  
 官代<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>受領<sub>一</sub>之輩、承<sub>二</sub>人別<sub>一</sub>体、行<sub>二</sub>奉<sub>レ</sub>渡事<sub>一</sub>、即案<sub>二</sub>統紙<sub>一</sub>懸<sub>レ</sub>布人夫等雜事勤<sub>二</sub>仕之<sub>一</sub>、各発<sub>二</sub>人勢<sub>一</sub>、互  
 出<sub>二</sub>衆力<sub>一</sub>、今日已移渡了、三尊九体須臾安<sub>二</sub>置之<sub>一</sub>、  
（表書）  
 御仏体別、奉<sub>レ</sub>籠<sub>二</sub>月輪種字胸間<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>満字<sub>一</sub>、  
 釈迦三尊、大仏師法眼康助奉<sub>レ</sub>造、  
 阿弥陀九体、法印賢圓奉<sub>レ</sub>造<sub>レ</sub>之  
 奉<sub>レ</sub>渡行事、  
 美作守家長朝臣、 上総守資賢朝臣、  
 安芸守清盛朝臣、 備中守光隆朝臣、已上別当  
 遠江守惟守、 紀伊守頼憲、  
 近江守朝方、 伯耆守親範、  
 常陸守頼盛、已上判官代、  
 出雲守光保朝臣、 武蔵守信頼、  
 今一人可<sub>レ</sub>尋、  
 件兩人依<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>院司<sub>一</sub>、判官代貞憲、時忠行<sub>レ</sub>之、  
（47）

右に引用したのは、久寿元年（一一五四）八月九日に行われた鳥羽金剛心院供養（48）に關連する史料である。これによ

ると、供養の当日に釈迦三尊と阿弥陀仏九体を御堂へ据える予定であったが、あらかじめ仏所仮屋から御堂庇に移すこととなった。この仏像の移動・安置は別当・判官代の区別なく受領一人につき一体が課せられ、行事として一二名が「人夫等雑事」を勤仕したことで完了した。この一二名の中には院別当として清盛と光隆の名があり（傍線）、両者が共に仏像の移動を任されていたことは注目できよう。さらに、『兵範記』同月九日条には「即安置御仏等」、昨日行事院司等皆参行<sup>(49)</sup>之」と記されており、一二名の受領らが単に人夫を派遣しただけではなく、実際に鳥羽殿の新御堂へ行き仏像の移動・安置を行っていたことが分かる。一二体もの仏像を安置するためには個々でそれぞれに作業を行うよりも、連携し合って作業にあたったと想定すべきであろう。光隆と清盛は鳥羽院司として活動し、儀礼の行事等を務める中で互いに関係を築いていた。

このような儀礼を介した関係は、重盛とも見出すことができる。仁安二年九月二十一日の夜半に後白河は熊野詣へ進発するが、「先上皇御歩行、権僧正覚讃為御先達」、春宮大夫重盛卿、治部卿光隆卿以下殿上人七人候御供<sup>(50)</sup>とあるように、重盛・光隆以下七名の殿上人が御供に伺候した。ここでは、九名の御供の中で重盛と光隆のみ名が記されており、この二人が御供の中心であったことは間違いない。後白河の御供に際し、重盛・光隆間の連携関係を想定できよう。清盛の場合と同様、光隆と重盛の関係も両者が院司として活動する中で儀礼・政務を通じて形成されたのである。

五味・田中両氏は光隆と平氏の間関係を深いものと評価した。右にみた通り光隆が平氏との関係を有していたことは事実である。しかし、光隆の貴族社会内での中立的性格や本稿で引用した事例から判断するならば、それはあくまでも政務上での関係であり、平氏との関係は有するも密接なものではなかったと、浅香氏に近い認識で理解すべきように思われる。

## 第二節 藤原雅隆

藤原雅隆については史料も少なく父光隆ほど詳しく検討することは叶わない。『公卿補任』や『尊卑分脈』から確認できる経歴は、美福門院判官代・藏人を経て、永暦元年（一一六〇）から嘉応二年（一一七〇）まで備後守を務める。その後も美作守・越後守を歴任し、治承三年（一一七九）に大藏卿に就任。養和二年（一一八二）に大藏卿を辞め翌年に内藏人となり、建暦三年（一一一三）に出家、元仁元年（一一二四）に死去するというものである。<sup>(51)</sup>

まず注意すべきは雅隆の後白河院司としての活動時期である。その初見は、仁安二年（一一六七）三月二十三日に法勝寺で行われた千僧御読経に後白河が御幸した時で、「院司備後守雅隆朝臣」や「備後守雅隆朝臣（院司）」とある。<sup>(52)</sup> 実には雅隆の後白河院司としての活動は大田庄立荘後からしか確認できず、立荘時に院司であったかは定かでない。

続けて、雅隆が治承三年政変後に大藏卿に就任している件であるが、これについては既に田中文英氏が「国家行政の実務面ですぐれた能力と器量の持主であり、平氏がそれを高く評価して政変後の国政運営に積極的に起用した」と<sup>(53)</sup> 適確に指摘しており、雅隆の高い実務能力に起因したものであったと考えられる。加えて重要なのは、雅隆と高倉天皇との関係であろう。高倉は治承五年（一一八二）正月十四日に死去するが、同年閏二月三日に行われた七七日法事で「賜素服之人雅隆朝臣」と雅隆は素服を賜っており、<sup>(54)</sup> 雅隆と高倉は近しい関係にあったことが分かる。

高倉との関係は大藏卿就任以前より築かれていたようで、例えば治承二年（一一七八）正月一日には「後取、越後守雅隆朝臣云々」<sup>(56)</sup> とあるように、雅隆は後取を務めている。後取とは、毎年正月一日より行われる「供御葉」という儀礼において天皇が飲んだ御葉（屠蘇）の残りを飲む役のこと<sup>(57)</sup> で、儀礼を介した天皇との関係を見出すことが可能で

ある。治承三年十一月に後白河院政を停止し、やむなく高倉を擁立して政權担当者となった平清盛にとって、円滑な公事運営は大きな課題であった。<sup>(58)</sup> 儀礼を介して高倉との関係を有する雅隆は、政權運営において貴重な存在として認識されたであろう。<sup>(59)</sup> 雅隆の大藏卿就任は平氏との密接な関係によるものではなく、高倉親政・院政の円滑な運営に必要な人材として、すぐれた実務能力と高倉との近い関係によるものであったと理解できよう。

では、雅隆と平氏の関係はいかなるものであったのか。雅隆の場合、光隆のように平氏と共に儀礼や政務を行っている事例は無く、史料上直接的な関係は確認できない。しかし、高倉親政・院政の運営のため平氏から大藏卿に補任されているように、高倉を介して平氏との関係を有していたと考えるべきである。なお、平氏が高倉（憲仁）を支える体制は仁安元年（一一六六）十月十日の憲仁立太子の儀をきっかけに構築される。<sup>(60)</sup> 高倉を介した雅隆と平氏の密な関係も遡れてこの段階までであろう。本節では、雅隆と後白河・平氏との関係は大田庄立荘時には想定しにくいことを指摘しておきたい。

### 第三節 大田庄の立荘

大田庄立荘を命じる院序下文には「於<sub>レ</sub>御年貢<sub>一</sub>者、御馬御牛之衣并御厩舍人牛飼等之衣服料六丈白布百端、毎年可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>上院序<sub>一</sub>也」とあり、年貢は院御厩で用いる白布に設定された。<sup>(61)</sup> 院御厩は軍事面で重要な機能を果たす機構で当時は平氏が掌握しており、<sup>(62)</sup> 大田庄は平氏に益がある形で成立している。また、平治の乱によって在京武力が減少し院の権門武力が弱体化していた中、在京武力の中心として突出した位置にあった平氏の<sup>(63)</sup> 経済基盤を強化することは、後白河にとっても利があったとみえる。大田庄の立荘は、先学が指摘してきた通り、<sup>(64)</sup> 院と結びつきつつ立荘推進勢力たる平氏が主導したものといえる。<sup>(65)</sup>

そこに本稿での分析結果を付加すると、立荘に至る人的流れは次のように復元される。後白河と結びつき、集積していた所領（重衡の寄文）をもとに荘園の立荘を試みた清盛は、政務や院司としての活動を通して関係を有していた光隆の協力を取り付け、さらに光隆は雅隆へと働きかけ、実際に立荘へと至った。以上の流れだけをみれば従来の指摘と大差ないように思えるが、本稿で光隆・雅隆の立場を分析したことにより、院の周辺に連なる立荘推進勢力（平氏）から、中立的立場の貴族（光隆）や院・立荘推進勢力と直接関係を有さない貴族（雅隆）にまで立荘の動きが段階的に広がっていることがみえてきたのではなからうか。立荘は院の縁辺の人物以外も巻き込みながら展開するものであったといえよう。

ところで、大田庄の年貢は院御厩で用いる白布を院庁へ進上するよう決められていた通り、立荘に際し院庁内で主に実務面の調整にあたった人物がいたはずである。光隆や清盛がその役にあつた可能性もあるが、適任者として中原基兼が挙げられる。次章ではこの基兼に焦点をあてて分析を進め、立荘に関わる人間関係をより具体化したい。

### 第三章 立荘と実務官人層

#### 第一節 中原基兼と大田庄

中原基兼は大田庄に関する院庁下文に「主典代散位中原朝臣」「主典代大藏権少輔中原朝臣」とみえ、<sup>(66)</sup>嘉応元年（一一六九）の年貢納入問題に深く関わる人物である。この事例を用いて、本郷恵子氏が下級官人の動向・役割を、高橋昌明氏が平家家政機関の具体的様相を論じている。<sup>(67)</sup>本節では両氏の成果に学びつつ基兼の動向を確認する。

嘉応元年十月、御厩舎人らが下行された布について「本尺」ではないと訴え出た。<sup>(68)</sup>基兼が「備後国大田御庄御年

貢六丈白布御馬御牛衣料、送文ヲ成副候天、筑前守之御許へ令<sub>レ</sub>送遣<sub>一</sub>候之処、御厩舎人等、称<sub>下</sub>非<sub>二</sub>本尺<sub>一</sub>之旨<sub>上</sub>、不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>請取<sub>一</sub>之由ヲ被<sub>レ</sub>申候天、庁<sub>二</sub>所<sub>下</sub>被<sub>レ</sub>返遣<sub>一</sub>候也<sub>上</sub>」<sup>(69)</sup>と述べているように、白布は送文を添えて平貞能に送られ御厩舎人に行されたが、受け取られずに院庁に返却されたのである。貞能とは、清盛の腹心で当該期は御厩の實質的な統括者であった人物である。<sup>(70)</sup>十月十二日、基兼は貞能からの書状をもって、清盛の家司集団の中心人物で家政運営に携わり、大田庄経営の平氏側の担当者でもあった平盛国に報告し対応を仰いだ。<sup>(71)</sup>しかし事態は改善しなかつたようで、基兼は十九日に再度盛国へ対応を求めている。続けて二十一日には清盛を訪ね、御厩舎人らを不当とする清盛の判断を得てそれを貞能へ伝達し、さらに貞能の返事を持って盛国へと報告した。<sup>(72)</sup>翌二十二日には、基兼は万全を期すためか御教書の発給を希望し、<sup>(73)</sup>実際に発給されることになった。<sup>(75)</sup>

以上の基兼の動向から、彼は問題解決のため院庁・院御厩（統括者の貞能）・平氏の間（清盛・盛国の間も）を奔走しており、中央で院庁と平氏を繋ぐ役割を担っていたことが分かる。また、既に指摘されている通り、院庁に進上された年貢を貞能に送ったり、返却された年貢を預かつたりなど、院庁で大田庄からの年貢を管理する立場にもあつた。<sup>(76)</sup>

大田庄に関する基兼の書状はもう一通残されている。

大田御庄加納開發、庁御下文進<sub>上</sub>之<sub>一</sub>、<sup>①</sup>如<sub>レ</sub>此御下文ハ庁官雖<sub>下</sub>令<sub>二</sub>持參<sub>一</sub>候<sub>上</sub>、事<sub>二</sub>触てわつらはしきやうに候へは、内々私に所<sub>下</sub>令<sub>二</sub>進上<sub>一</sub>候<sub>上</sub>也、<sup>②</sup>件間の牒示などの事をも、先日光臨おほせあはせ候しかハ、昨日八條殿、

又夜前六波羅殿に參上仕候天、奉<sub>レ</sub>尋候しかとん、御他行之由ヲ承候天、空罷帰候了、使間事、随<sub>レ</sub>仰可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>候也、委細見參<sub>二</sub>可<sub>二</sub>申承<sub>一</sub>候、恐々謹言、

(嘉応元年)  
十二月一日

謹上  
主馬判官殿  
(平盛国)(77)

大蔵権少輔基兼  
(中兼)

これは、嘉応元年十一月二十三日に出された大田庄の倉敷設定と無主荒野地の開発を命じる院庁下文(波線)<sup>(78)</sup>を受けての書状である。詳しくは不明だが、本来は庁官が持参すべき院庁下文を今回は内々に基兼が盛国へと進上した(傍線①)。ここでも院庁と平氏を繋ぐ基兼の役割を窺える。さらに、従来はあまり注目されてこなかったが、基兼は勝示のことについて平氏側との相談を試み、勝示打の使者について指示を仰ごうとしている(傍線②)。基兼は勝示打にも関与する人物であったことが分かる。

佐藤泰弘氏によると、荘園設立の手続き、すなわち立券荘号の中心は十二世紀半ばに検注から勝示打へと変化する<sup>(79)</sup>。また、川端新氏は立荘に深く関与した人物が荘園の預所職を知行し荘園経営に携わると述べている<sup>(80)</sup>。基兼は預所職を得ていたわけではないが、年貢の管理や勝示打のことなどで荘園経営に携わっていた。基兼も恐らくは年貢量の調整などで大田庄の立荘に関与した人物として想定されるのである。

## 第二節 貴族社会における中原基兼

では、基兼は貴族社会内ではどのような立場にあったのだろうか。五味文彦氏によると「中原基兼は永暦以来院主典代となり、散位、大蔵権少輔、大蔵権大輔の官途を経て、治承三年まで主典代としての活動の跡が窺える<sup>(81)</sup>」とのことで、後白河院庁で長く主典代を務めている。その活動を見てみると、仁安二年(一一六七)三月の後白河の日吉御幸に関する定文は複数の貴族の手に渡った後「主典代基兼」に下されており、彼の下で管理されていたようである<sup>(82)</sup>。



また、同年七月十五日の法勝寺孟蘭盆は「院庁催<sup>レ</sup>之、兼日仰<sup>二</sup>年預主典代基兼<sup>一</sup>、基兼與<sup>二</sup>奪資定<sup>一</sup>、資定催具、參<sup>二</sup>寺家<sup>一</sup>奉行」という形で準備された。<sup>(83)</sup> 同史料中では資定も主典代として出てきており、基兼は「年預」の通り院庁の実務の統括者であった。基兼は実務能力に長けた優れた実務官人であったと評価できる。

先にも触れた通り、五味氏は基兼が永暦年間以来主典代になると指摘していたが、もう少し遡り鳥羽院庁でも主典代として活動している。鳥羽院政末期の久寿三年（一一五六）三月十五日に行われた祇園一切経会では舞楽が催されたが、それは「主典代基兼、庁官両三人等奉行」というものであった。<sup>(84)</sup> 第二章で検討した藤原光隆のように鳥羽院庁から後白河院庁へと移った人物もそれなりにいたことを踏まえれば、この基兼は後白河院庁で主典代を務めている基兼と同一人物と考えられよう。さらに、この一切経会には「院司信輔朝臣、資賢朝臣、光隆朝臣、成頼、親範（奉行）、為清等」が参入し、光隆は「衆僧布施」を負担している。基兼と光隆は共に鳥羽院司として活動しており、儀礼の運営を介して関係を有していたのである。

本稿で論じてきた通り、光隆と基兼は共に大田庄の立荘に携わる人物である。鳥羽院庁下で築かれた両者の関係は、大田庄立荘時にも十分活かされたであろう。鳥羽院政期は立荘が激増する時期であるが、川端新氏によるとそれは白河院政期に始まる立荘が熟した結果であった。光隆や基兼は鳥羽院司として活動する中で立荘に関わる実務を学び、それが後白河院庁でも活かされたと考えられないか。大田庄以外にも、久安二年（一一四六）の大伝法院領洪田郷の榜示打を命じる鳥羽院庁下文に光隆の名が確認されるし、<sup>(86)</sup> 治承二年（一一七八）の最勝光院領松浦庄の立券を命じる後白河院庁下文には基兼が署名している。<sup>(87)</sup> 立荘は院の縁辺に連なる立荘推進勢力を中心としつつ、院周辺以外の人物や院庁の実務を担う実務官人などの連携関係に支えられながら展開したといえるであろう。

## おわりに

推測を重ねた感も否めないが、本稿では立荘にかかわる人間関係の具体化を試みた。大田庄の場合、院や立荘推進勢力の主導によって始まる立荘は、中央での政務や儀礼を通して築かれた人脈をもとに、中立的立場の貴族や院・立荘推進勢力とは直接関係を有さない貴族にまで段階的に広がり、かつ彼らと実務官人らとの連携関係に支えられながら展開するものであった、というのが本稿で得たささやかな結論である。貴族社会を構成する様々な階層に立荘の動きが伝播しており、立荘は貴族社会全体で進められるものであったともいえないだろうか。

かかる人的諸関係は、御願寺造営担当者やその一門が知行国や任国で立荘を図った際の関係とはまた異なるものであり、立荘をめぐる人的諸関係の多様なあり方が想定される。「はじめに」でも述べたが、個々の荘園に即して立荘に関わる多様な人間関係を復元していかなければならないことを、改めて確認しておきたい。<sup>(88)</sup>

ところで、本稿では藤原光隆・雅隆父子が立荘に合意する理由を説明していない。平氏との関係を強化するため（光隆）、或いは新たに平氏と関係を築くため（雅隆）、といった理由も想定されるが、中央での利害関係だけでなく、備後国内や在地状況を含めて検討しなければならぬと考えている。平等院領禪定寺庄の事例では、院近臣層にあたる平等院執行一族が中央政界と在地社会を紐帯する役割を担っていたと指摘されており、<sup>(89)</sup>光隆・雅隆も同様の役割を有していた可能性があるからである。

大田庄現地の状況といえ、立荘時には三〇町程度であった見作田が建久元年（一一九〇）には六一三町にまで拡大していること<sup>(90)</sup>に、やはり注目すべきであろう。もちろん立荘時の三〇町という数字は作爲的なものであるが、<sup>(91)</sup>開発

が進んだこともまた事実である。<sup>(92)</sup> このような立荘前後の在地の動向を、本稿の成果と関連させつつ検討し直すことで、光隆・雅隆が立荘に合意した理由も新たにみえてくるのではなからうか。これらの課題については、また別に検討してみたい。

〔注〕

- (1) 川端新「院政初期の立荘形態」〔「荘園制成立史の研究」思文閣出版、二〇〇〇年、初出一九九六年〕。以下特記しない限り、本稿で引用した川端氏の見解はこの論文による。
- (2) 高橋一樹「中世荘園制と鎌倉幕府」〔塙書房、二〇〇四年〕、前田英之「鎌倉期の荘園制と複合的荘域」〔「日本史研究」七〇三、二〇一一年〕。
- (3) 川端新「荘園所職の成立と展開」〔前掲注(1)川端著書〕、野口華世「安嘉門院と女院領荘園」〔「日本史研究」四五六、二〇〇〇年〕、高橋一樹「鎌倉後期～南北朝期における本家職の創出」〔前掲注(2)高橋著書、初出二〇〇三年〕、同「重層的領有体系の成立と鎌倉幕府」〔前掲注(2)高橋著書〕、佐藤泰弘「領家職についての基本的考察」〔「日本史研究」五六一、二〇〇九年〕。
- (4) 鎌倉佐保「荘園整理令と中世荘園の成立」〔「日本中世荘園制成立史論」塙書房、二〇〇九年、初出二〇〇五年〕、同「荘園制と中世年貢の成立」〔岩波講座日本歴史第六卷中世一「岩波書店、二〇一三年〕。
- (5) 高橋一樹「王家領荘園の立荘」〔前掲注(2)高橋著書、初出二〇〇〇年〕、守田逸人「日本中世社会成立史論」〔校倉書房、二〇一〇年〕、前田徹「播磨国における寺社領・撰閥家領荘園の形成」〔「史敏」一〇、二〇一二年〕、同「中世初期の地域社会」〔「荘園・村落史研究会編」中世村落と地域社会「高志書院、二〇一六年〕、高木徳郎「紀伊国神野・真国荘の立券と在地の動向」〔海老澤衷編「よみがえる荘園」勉誠出版、二〇一九年〕、拙稿「平安～鎌倉初期黒田庄荘官考」〔「年報中世史研究」四六、二〇二一年〕、拙稿「名張郡司丈部氏の下司化と荘民」〔「古文书研究」九三、二〇一二年〕など。
- (6) 前田英之「平家政権と荘園制」〔吉川弘文館、二〇一七年〕。
- (7) 鎌倉佐保「浅間山噴火と中世荘園の形成」〔前掲注(4)著書、初出二〇〇三年〕。
- (8) 野口華世「中世前期の王家と安楽寿院」〔「ヒストリア」一九八、二〇〇六年〕。
- (9) 遠藤基郎「鳥羽金剛心院領ノート」〔「年報中世史研究」三九、二〇一四年〕。
- (10) 新田庄の研究は膨大にあるが、立荘論を踏まえてその成立を論じた研究として、久保田順一「新田荘の成立をめぐる」〔「中世前期上野の地域社会」岩田書院、二〇〇九年、初出二〇〇三年〕、前掲注(7)鎌倉論文、須藤聡「新田荘成立試論」〔大間々

- 扇状地研究会編『共同研究群馬県大間々扇状地の地域と景観』二〇一〇年、野口華世「中世天皇家からみる新田荘の成立」〔群馬文化』三三四、二〇一八年）が挙げられる。
- (11) 前掲注(10)の諸論文。
- (12) 高橋一樹「中世荘園の立荘と王家・摂関家」(元木泰雄編『日本の時代史七院政の展開と内乱』吉川弘文館、二〇〇二年)。
- (13) 五味文彦「武家政権と荘園制」(網野善彦他編『講座日本荘園史二荘園の成立と領有』吉川弘文館、一九九一年)。
- (14) 五味文彦「平家領備後国大田庄」(『遙かなる中世』二、一九七七年)。
- (15) 永万二年正月十日「後白河院序下文案」(紀伊丹生文書、『備後国大田荘史料一』)以下、『備後国大田荘史料二』からの引用は『大』と略記し史料番号を付す。また、引用史料の傍線・傍点は永野による。史料中の割注は〈〉で表現した。
- (16) 永万二年二月日「備後国司序宣」(宝簡集、『大』三)。
- (17) 永万二年二月日「大田荘立券写」(高野山御影堂文書、『大』五)。
- (18) 前掲注(14)五味論文。
- (19) 野原晴子「備後国大田荘と平氏家人」(竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『荘園制と中世社会』東京堂出版、一九八四年)でも、光隆・雅隆の昇進を立荘のみかえりとしている。
- (20) 関連する研究は多いが、本稿では、玉井力「院政」支配と貴族官人層」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇年、初出一九八七年)、五味文彦「平清盛」(吉川弘文館、一九九九年)、元木泰雄「平清盛の戦い」(角川書店、二〇〇一年)、高橋昌明「平清盛福原の夢」(講談社、二〇〇七年)、同「平家と六波羅幕府」(東京大学出版会、二〇一三年)、川合康「平清盛」(元木泰雄編『中世の人物』京・鎌倉の時代編第一巻 保元・平治の乱と平氏の栄華』清文堂、二〇一四年)を参照した。
- (21) 前掲注(20)川合論文。
- (22) 前掲注(20)川合論文、前田英之「平家論・中世前期荘園制論の視角」(前掲注(6)前田著書)。
- (23) 「公卿補任」仁安元年条(藤原光隆の項)。
- (24) 「公卿補任」元暦二年条(藤原雅隆の項)。
- (25) 前掲注(20)玉井論文、川合康「源平の内乱と公武政権」(吉川弘文館、二〇〇九年)二七頁。

- (26) 樋口健太郎「平安末期撰閥家の「家」と平氏」(『中世撰閥家の家と権力』校倉書房、二〇一一年、初出二〇〇四年)。
- (27) 『公卿補任』内蔵頭補任は『兵範記』久寿元年十二月廿八日条、治部卿補任は『兵範記』保元二年正月廿四日条、死去は『三長記』建仁元年八月一日条。
- (28) 橋本義彦「院政政権の一考察」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出一九五四年)。
- (29) 田中文英「高倉親政・院政と平氏政権」(『平氏政権の研究』思文閣出版、一九九四年)二五三頁。本稿で引用した田中氏の見解は全てこの論文による。
- (30) 浅香山木「北陸道と平氏一門」(『治承・寿永の内乱論序説』法政大学出版局、一九八一年)、引用は三三三頁。
- (31) 久安二年七月十日「鳥羽院序下文案」根来要書上、『平安遺文』二五八二。本史料では「出雲守藤原朝臣在朝」とあるのみだが、『公卿補任』では光隆が保延四年(一一三八)から久安二年(一一四六)まで出雲守を務めており、康治二年(一一四三)の官宣旨案にも「彼(出雲・永野注)国守藤原朝臣光隆」とある(康治二年三月十九日「官宣旨案」千家文書、『平安遺文』二五一〇)。よって、本史料の出雲守も光隆と判断できよう。
- (32) 『兵範記』仁平三年閏十二月六日条。
- (33) 『兵範記』仁平三年閏十二月廿七日条。
- (34) 『兵範記』久寿二年七月廿三日条。
- (35) 『兵範記』久寿二年八月一日条。
- (36) 『兵範記』久寿二年七月廿七日条。
- (37) 『兵範記』久寿二年八月二日条。
- (38) 島津毅「中世における葬送の僧俗分業構造とその変化」(『日本古代中世の葬送と社会』吉川弘文館、二〇一七年、初出二〇一四年)、引用は二二二頁。
- (39) 平治元年五月廿八日「後白河院序下文」(『宝簡集』、『平安遺文』二九七九)。
- (40) 『兵範記』仁安二年九月廿一日条。
- (41) 『玉葉』文治元年十二月廿七日条。

- (42) 美川圭「院政をめぐる公卿議定制の展開」(『院政の研究』臨川書店、一九九六年、初出一九九二年)、川合康「後白河院と朝廷」(『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、二〇〇四年、初出一九九三年)。
- (43) 橋本義彦「院評定制について」(前掲注(28)橋本著書)、前掲注(42)美川論文。藏人頭に推挙された光長も「光長朝臣、有<sub>二</sub>學問之間<sub>一</sub>、又頗得<sub>二</sub>人望<sub>一</sub>歟、而撰政之辺近習之間、朕事類以蔑爾」(『玉葉』文治二年閏七月二日条と、後白河と距離がある人物であった)。
- (44) 浅香年木「義仲軍団崩壊後の北陸道」(前掲注(30)浅香著書)。
- (45) 佐伯智広「二条親政の成立」(『中世前期の政治構造と王家』東京大学出版会、二〇一五年、初出二〇〇四年)。
- (46) 『山槐記』応保元年十一月廿日条。
- (47) 『兵範記』久寿元年八月八日条。
- (48) 『兵範記』久寿元年八月九日条。
- (49) 前掲注(48)『兵範記』。
- (50) 前掲注(40)『兵範記』。
- (51) 『公卿補任』・『尊卑分脈』。大藏卿就任は『山槐記』・『玉葉』治承三年十一月十七日条。
- (52) 『兵範記』・『山槐記』仁安二年三月廿三日条。
- (53) 前掲注(29)田中論文二九三頁。
- (54) 『愚昧記』治承五年正月十四日条。
- (55) 『愚昧記』治承五年閏二月三日条。
- (56) 『山槐記』治承二年正月一日条。
- (57) 山中裕「平安朝の年中行事」(『塙書房』一九七二年)一〇〇〜一〇三頁。
- (58) 前田英之「平家領の領有構造と治承三年政変」(前掲注(6)前田著書、初出二〇一二年)。
- (59) 高倉天皇期の後取としては他に治承三年(一一七九)の藤原季能の事例がある(『山槐記』治承三年正月一日条)。季能は後白河近臣の一人であり、同年十月九日に後白河によって平氏(重盛)の知行国であった越前国が収公された際に新しく越前守に補

任されている。清盛が後白河院政を停止した治承三年政変のきっかけの一つはこの越前国の収公であり、『玉葉』治承三年十一月十五日条、季能も政変のきっかけに深い関わりを有する人物であった。そのため、政変後の十一月十七日の臨時除目において季能は越前守を解官されている(『山槐記』同日条)。ところが、同年十二月十二日の小除目では季能が内蔵頭に補任されており(『山槐記』同日条)、早々に政権へと復帰している。前田英之氏は、院政停止直後は後白河の挑発行為への制裁として清盛による後白河近臣への懲罰的な厳しい人事が行われたが、すぐに高倉親政・院政を円滑に運営していくために不可欠な人材登用へと方針を切り替えたと述べている(前掲注(58)前田論文)。季能の復帰もこの方針転換によるとみられ、越前国収公に関わる季能が政権へ戻れたのも、儀礼を介した高倉との関係が重宝されたからであろう。

(60) 前掲注(25)川合著書二二～二三頁。

(61) 前掲注(15)「後白河院序下文案」。

(62) 木村真美子「中世の院御厩司について」(『学習院大学史料館紀要』一〇、一九九九年)、高橋昌明『増補改訂清盛以前』(平凡社、二〇一一年、初刊一九八四年)。

(63) 元木泰雄「院政期政治構造の展開」(『院政期政治史研究』思文閣出版、一九九六年、初出一九八六年)、長村祥知「中世前期の在京武力と公武権力」(『日本史研究』六六六、二〇一八年)など。

(64) 前掲注(14)五味論文、前掲注(一)川端論文、前掲注(58)前田論文。

(65) 本稿は、二〇一八年四月の日本史研究会中世史部会での報告、「荘園の立荘と領域支配」の第一章をもとにしている。報告では、私は大田庄の立荘は後白河が主導した可能性が高いのではないかと述べた(報告要旨は『日本史研究』六七二、二〇一八年に掲載されている)。しかし、当日の議論やその後の検討を踏まえて本稿の通りに見解を改めた。

(66) 前掲注(15)「後白河院序下文案」、嘉応元年十一月廿三日「後白河院序下文」(『宝簡集』『大』一九)。五味文彦「花押に見る院政期階層」(『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四年)も参照いただきたい。

(67) 本郷恵子「院庁務の成立と商工業統制」(『中世公家政権の研究』東京大学出版会、一九九八年、初出一九八八年)、高橋昌明「清盛家家政の一断面」(前掲注(20)『平家と六波羅幕府』、初出二〇〇五年)。

(68) (年欠)十月十二日「平貞能書状」(『宝簡集』『大』一三)。



- (69) (年欠) 十月十九日「中原基兼書状」(宝簡集、『大』一五)。  
 (70) 前掲注(67)高橋論文。  
 (71) (年欠) 十月十二日「中原基兼書状」(宝簡集、『大』一四)、前掲注(67)高橋論文、前掲注(19)野原論文。  
 (72) 前掲注(69)「中原基兼書状」。  
 (73) (年欠) 十月廿一日「中原基兼書状」(宝簡集、『大』一六)。  
 (74) (年欠) 十月廿二日「中原基兼書状」(宝簡集、『大』一七)。  
 (75) (年欠) 十月廿二日「源季房書状」(宝簡集、『大』一八)。  
 (76) 前掲注(67)本郷論文二二頁。  
 (77) (年欠) 十二月一日「中原基兼書状」(又統宝簡集、『大』二〇)。  
 (78) 前掲注(66)「後白河院庁下文」。  
 (79) 佐藤泰弘「立券荘号の成立」(『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一年、初出一九九三年)。  
 (80) 前掲注(3)川端論文。  
 (81) 前掲注(66)五味論文四五八頁。五味氏によると、当該期には次の三名の中原基兼が存在していた。一人は本稿でも論じている主典代の中原基兼(A)。次に、承安元年(一一七一)十二月に山城守となり安元三年政変(鹿ヶ谷事件)で追捕される中原基兼(B)。最後は、承安四年(一一七四)正月に右少史となり、筑後守を経て、治承三年(一一七九)正月に山城守となる中原基兼(C)である。五味氏は詳細な花押の分析を踏まえて、花押・官途の違いからこの三名を別人と理解した(四五七〜四五九頁)。ところが、前掲注(20)五味「平清盛」では「山城守中原基兼は院庁の主典代であって院庁の経営に関わっていた(吉記)」「(二四九〜二五〇頁)と述べており、『吉記』を根拠にAとBの基兼を同一人物としている。そこで『吉記』をみると、山城守としては「兵衛尉基時昨日卒去之由聞之(生年廿八)、山城守基兼男也」(承安四年六月七日条)、主典代としては「御幸事下三知藏人并主典代基兼等了」(承安三年六月廿三日条)と、それぞれ一ヶ所ずつ出てくるのみで、この記述から両者を同一人物と判断するのは難しいように思う。五味氏が論文で指摘していた通り、本稿では花押・官途の違いから三名を別人と理解した。なお、高橋秀樹編『新訂吉記索引・解題編』(和泉書院、二〇〇八年)でも三名の基兼を別人とみなしている。

- (82) 『山槐記』仁安二年三月十八日条。
- (83) 『兵範記』仁安二年七月十五日。
- (84) 『兵範記』久寿三年三月十五日条。
- (85) 石井進「院政時代」(『石井進著作集第三巻 院政と平氏政権』岩波書店、二〇〇四年、初出一九七〇年)。
- (86) 前掲注(31)「鳥羽院庁下文案」。
- (87) 治承二年六月廿日「後白河院庁下文案」(『東寺百合文書』『平安遺文』三三三六)。
- (88) 近年研究が進展した河内国金剛寺とその寺辺領は、寺辺領形成に関わる在地から中央にいたるまでの人間関係を具体的に把握できる貴重な事例である。詳しくは、川合康「河内国金剛寺の寺辺領形成とその政治的諸関係」(前掲注(42) 川合著書、初出一九九〇年)、同「八条院祈願所金剛寺の成立と春秋二季伝法会の始行」、栗山圭子「鎌倉前期における河内国金剛寺と本寺仁和寺」、高橋典幸「金剛寺寺辺領白炭免の基礎的研究」、拙稿「鎌倉前中期の河内国金剛寺と寺辺領」(以上の四考はいずれも『鎌倉遺文研究』五〇、二〇二二年)を参照いただきたい。
- (89) 朝比奈新「山城国禪定寺荘の領域画定と地域」(『史苑』七二―二、二〇二二年)、同「領域型荘園の成立と奉仕者集団」(小林一岳編『日本中世の山野紛争と秩序』同成社、二〇一八年)。
- (90) 前掲注(17)「大田荘立券写」、建久元年六月日「鏝阿置文」(宝簡集、『大』三八)。
- (91) 吉良国光「村落領主と荘園制について」(『日本史研究』一六七、一九七六年)、前掲注(14) 五味論文。
- (92) 十二世紀末に「安田」などの「村」が新たに確認されるようになるのは(前掲注(90)「鏝阿置文」、開発の進展に伴うものである)。近年の関係論文として、前原茂雄「中世前期村落の共同体的契機について」(前掲注(5)『中世村落と地域社会』)を参照いただきたい。

〔付記〕本稿は、日本史研究会中世史部会での報告(二〇一八年四月)の一部と、大阪歴史科学協議会前近代史部会での報告(二〇二〇年九月)をもとにしている。報告の際に貴重なご意見を下さった方々に厚くお礼を申し上げます。

(大学院博士後期課程学生)

## SUMMARY

Personal connections about formation of The Ota manor  
in Bingo Province

Hiroaki NAGANO

A recent study, People's connections in the capital are emphasized in the formation of the manor. However, there are few cases where we can know in detail how the manors were established. At present, it is necessary to accumulate studies based on this small number of cases. Therefore, in this paper, I will examine the personal connections related to the establishment of The Ota manor in Bingo Province. The Ota manor was founded by the Taira clan. And, Mitsutaka FUJIWARA, Masataka FUJIWARA, and Motokane NAKAHARA were among those who were involved in its establishment.

In previous research, it was thought that manors were built around people close to the retired emperor, regents, and the Taira clan. However, as a result of examination in this paper, it was found that Mitsutaka and Masataka were not necessarily close people to the Retired Emperor or the Taira clan. In addition, Motokane was an excellent administrative official.

Based on the above human relations, the establishment of The Ota manor can be understood as follows. In other words, it was established with the Retired Emperor Taira clan as the center, involving aristocrats in a neutral position, aristocrats who had no direct relationship with the Retired Emperor Taira clan, and administrative officials. Medieval manors were created by the entire aristocratic society.